

メンタルヘルス・マネジメント検定試験Ⅰ種(マスターコース)
公式テキスト第4版

■正誤表

メンタルヘルス・マネジメント検定試験の公式テキストに記述の誤りがございましたので、お詫びして訂正いたします。

正誤表は随時改訂いたします。

※「版・刷」は、公式テキストの奥付(巻末)をご確認ください。

版・刷	頁	行	誤	正
第1刷	261	d)	<u>こころほっとライン</u>	<u>こころの耳電話相談</u>
第1～4刷	98 ～ 99	b)	<p>b)医療・介護分野におけるガイドライン 医療や健康に関する情報は、個人情報の中でも個人のプライバシー上の問題が起こりやすく、不必要に漏れた場合は差別や偏見にもつながり、特に適正で厳格な取り扱いをする必要があります。そのため、医療は国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められている3分野のうちの一つになっており、厚生労働省から「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」と「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」が公表されています。そして規模にかかわらず(過去6か月間に5,000人分以下の個人情報しか取り扱っていても)、すべての事業者に対しても個人情報取扱事業者の義務を果たすように強調しています。</p> <p>同ガイドラインの中では、医療事務やカウンセラーなど法的な守秘義務のない者に対しても、離職後も含めて守秘義務を課す就業規則などの規定の整備を求めるなど、健康情報について一般的な個人情報よりも厳格な保護が必要であることを強調しています。</p>	<p>b)医療関連分野ガイドランス 医療や健康に関する情報は、個人情報の中でも個人のプライバシー上の問題が起こりやすく、不必要に漏れた場合は差別や偏見にもつながり、特に適正で厳格な取り扱いをする必要があります。そのため医療分野は、個人情報の性質や利用方法等から、個人情報保護法第6条の規定に基づく特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野の一つになっており、厚生労働省から「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドランス」と「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドランス」、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドランス」、「国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドランス」が公表されています。</p> <p>同ガイドランスの中では、法の趣旨を踏まえ医療・介護関係事業者や健保組合等における個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、遵守すべき事項及び遵守することが望ましい事項をできる限り具体的に示してあります。</p>
第1～4刷	115	図表4	緩衝要因	緩衝要因
第1～4刷	173	図表2	家族の理解・強力が得られるか	家族の理解・協力が得られるか
第1～4刷	269	④ 2行目	「いのちの電話」は都道府県ごとセンターがあり	「いのちの電話」は多くの都道府県にセンターがあり
第1～4刷	278	図表6	「対象者」、「連携専門医療機関」 (青字・太字で記載)	「対象者」、「連携専門医療機関」 (他の事項と同様に黒字・細字で記載<図表6の全12の事項を同列・並列に列記する>)
第1～9刷	144	h) 9～11行目	…アスペルガー症候群(近年では自閉症スペクトラム障害: Autism Spectrum Disorder; ASD と呼称されることが多い)があげられます。	…アスペルガー症候群(近年では、自閉スペクトラム症/自閉症スペクトラム障害: Autism Spectrum Disorder; ASD に含まれることになった)があげられます。
第1～9刷	358	7行目	コミュニケーション	コミュニケーシヨン
第1～9刷	174	11～12行目	…、家族の同意が必要であることが法律で規定されています(精神保健福祉法による医療保護入院)。	…、家族等の同意が必要であることが法律で規定されています(精神保健福祉法による医療保護入院)。
第1～9刷	230	図表8	「量－コントロール判定図」の横軸：仕事の量的負荷	「量－コントロール判定図」の横軸：仕事の量的負担

版・刷	頁	行	誤	正
第1～9刷	352	図表7 A	2.少人数単位の裁量範囲を増やす 具体的な進め方や作業順序について、 少数単位または…	2.少人数単位の裁量範囲を増やす 具体的な進め方や作業順序について、 少人数単位または…
第1～12刷	2	①-① 2行目	本調査は、5年ごとに厚生労働省が全国 規模で実施しているものです。	本調査は、5年ごとに厚生労働省が全国 規模で実施してきたものです。 (※「労働者健康状況調査」は平成24年調 査で廃止)
第1～12刷	9	図表5	精神障害請求件数(2015年度)1316件	精神障害請求件数(2015年度)1515件
第1～12刷	51	下から5行 目	厚生労働省が5年ごとに実施している「労 働者健康状況調査」…	厚生労働省が5年ごとに実施してきた「労 働者健康状況調査」… (※「労働者健康状況調査」は平成24年調 査で廃止)
第1～12刷	221	図表4	●B1またはB2のどちらかが「いいえ」で ある場合→面接終了(うつ病を疑わない)	●B1ならびにB2のどちらも「いいえ」で ある場合→面接終了(うつ病を疑わない)
第1～12刷	19	f)	f)傷病年金と企業の解雇制限 療養(補償)給付を受けている労働者の 傷病が療養開始後1年6か月経過しても治 らず、傷病等級(1～3級)に該当し、その状 態が継続している場合に給付基礎日額 313～245日分の傷病補償年金が支給(労 災保険法12条の8第3項)され、この場合に は療養開始後3年経過すると解雇制限が 解除される(労災保険法19条、労基法19条 1項)ため、使用者は当労働者を解雇でき ますが、「治癒」に至らない場合は、解雇 制限は継続されます。	f) 傷病補償年金と企業の解雇制限 療養(補償)給付を受けている労働者の 傷病が「治癒」に至らない場合、使用者は 労働者を解雇することはできません。 ただし、療養開始後1年6か月経過しても 治らず、傷病等級(1～3級)に該当し、給付 基礎日額313～245日分の傷病補償年金 が支給(労災保険法12条の8第3項)された 場合には、療養開始後3年経過すると解 雇制限が解除される(労災保険法19条、労 基法19条1項)ため、使用者は当労働者を 解雇できます。 また、使用者負担を軽減する趣旨で規 定している、「打切補償」という免責措置が あります。打切補償の対象は、業務上認 定された事例で、傷病補償年金受給者以 外のすべての事例を含みます。打切り補 償は、療養開始後3年を経過しても傷病 が治らない場合に限り、使用者が平均賃 金の1,200日分を支払うことを条件に、以 後の労基法に基づくすべての補償責任を 免れる制度(労基法81条)で、この場合も 解雇制限は解除されます。
第1～12刷	70	2～4行目	…の交付を受けている者および統合失調 症、躁うつ病(躁病およびうつ病を含む)ま たはてんかんにかかっている者をい います。	…の交付を受けている者に限ります。(同 法第37条、第43条)
第1～14刷	9	図表6	労災認定された事案の概要(2000～2013 年)	労災認定された事案の概要(1999～2013 年)
第1～16刷	115	図表4	家族、家庭からの欲求	家族、家庭からの要求
第1～18刷	228	22～23行目	「推奨尺度標準版」	「推奨尺度セット標準版」
第1～18刷	348	3～4行目	取り組むか、トップダウン型、管理職主導 型、…	主体別としては、トップダウン型、管理職 主導型、…

版・刷	頁	行	誤	正
第1～18刷	349	図表5 出所	Kobayashi, Y., Kaneyoshi, A., Yokota, A., & Kawakami, N. Effects of a worker participatory program for improving work environments on job stressors and mental health among workers: a controlled trial. Journal of occupational health, 2008; 50(6), 455-470. より筆者改変作成	吉川徹ほか. 職場環境改善の工夫の検討. 厚生労働科学研究費補助金(労働安全衛生総合研究事業)「ストレスチェック制度による労働者のメンタルヘルス不調の予防と職場環境改善効果に関する研究(H27-労働-一般-004)」(代表研究者川上憲人)平成27年度総括・分担研究報告書、平成28年3月、p105-126.

■ 出版後の制度変更などに伴う記述内容の変更

※「版・刷」は、公式テキストの奥付(巻末)をご確認ください。

版・刷	頁	行	誤	正
第1～4刷	264	c) 6～7行目	公認心理士に関する法律は公布されましたが、施行は2017年9月15日までとなっています。	削除
第1～12刷	106	24	2018年までに第1回国家試験を実施する予定です。	2018年に第1回国家試験が実施されました。